

# 練馬区民対象研修のご案内

次の一歩を踏み出そう！障害福祉について私たちにできることは何だろう パート1  
誰もが安心して暮らすことができるまちへ

「障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」について

日程	時間	会場
令和5年 1月27日（金）	14：00～15：30	練馬福祉人材育成・研修センター研修室1・2

ねらい

令和4年6月22日に「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」が施行されました。障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すために、条例にある区民の役割について理解し、障害特性に応じたコミュニケーション等の対応方法を学びます。

研修内容

- 1 練馬区の障害者施策 ～条例が策定された背景について～
- 2 「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」の内容
- 3 よくある事例、私たちにできることは？
- 4 区民の皆さんに特に知っておいてほしいこと、お願いしたいこと
- 5 日常生活上のかんたん手話体験、コミュニケーション手段の紹介



次の一歩を踏み出そう！障害福祉について私たちにできることは何だろう パート2  
「コミュニケーションの架け橋になろう ～手話通訳者と要約筆記者の仕事を知る～」

日程	時間	会場
令和5年 3月3日（金）	14：00～16：00	練馬福祉人材育成・研修センター研修室1・2

ねらい

大切な言語である「手話」を用いて、聴覚障害者のある人とのコミュニケーションの架け橋となる手話通訳者や要約筆記者の仕事内容について理解するきっかけとします。

研修内容

- ・手話通訳者の仕事について
- ・要約筆記者の仕事について
- ・仕事の魅力ややりがいについて
- ・手話通訳と要約筆記の紹介（デモンストレーション）
- ・仕事やボランティアとして一歩を踏み出そう



会場：練馬福祉人材育成・研修センター  
研修室1・2  
(練馬区光が丘6-4-1)

※各研修ともに開始時刻の30分前より受付を開始します。  
敷地内の詳細、交通機関は、下記研修センターホームページの「アクセス」をご参照ください。  
※研修受講の際は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、検温、手指消毒、健康チェックへのご協力をお願いします。



申込方法

電話 or FAX or WEB から  
お申込みください。

WEB からの方はこちら

電話・FAX の申込  
お問い合わせ  
の方はこちら

練馬福祉人材育成・研修センター

TEL：6758-0145 FAX：5383-7421



ホームページ：https://www.nerima-carenet.jp/ (土日・祝日除く9時～17時)